

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第17号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第26条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の8第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95

万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「第2条の2第1項の表の左欄の(2)」を「第2条の2第1項の表の上欄の(2)」に改め、同条第9項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第33条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の8の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の8の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第15条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当

等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第19条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第27条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第28条を削る。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち秋田市市税条例第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「扶養親族(」の次に」に改め、「者」の次に「又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」を加える。

附則第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第17条第2項および第29条の3の3第1項ならびに附則第6条第1項の規定」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第29条の3の2および第29条の3の3の改正規定ならびに附則第6条の5の3、附則第19条および附則第27条の改正規定ならびに附則第28条を削る改正規定ならびに第2条の規定（秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第43号）附則第2項の改正規定を除く。）ならびに次項および附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第26条、第27条の8、第29条の2および第29条の3の改正規定ならびに附則第15条の2、附則第23条の2および附則第23条の3の改正規定ならびに附則第4項の規定 令和6年1月1日

### (個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の秋田市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の3第1項の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例

第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 4 第1項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。